

答 申 書

事件名：山形市中央卸売市場に入場する事業者の平成19年度決算に関する書類のうち貸借対照表と損益計算書の非公開決定に関する件

第1 審査会の結論

山形市中央卸売市場に入場する事業者の平成19年度決算に関する書類のうち貸借対照表と損益計算書を非公開とした決定は妥当ではなく、これらを公開すべきである。

第2 諮問に至る経緯

- 1 平成20年8月28日、異議申立人は、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号。以下、「条例」という。）第6条第1項の規定により、山形市長（以下「実施機関」という。）に対して「山形市中央卸売市場に入居する企業の平成19年度の決算に関する書類のうち、貸借対照表と損益計算書」を内容とする行政文書の公開請求を行った。
- 2 平成20年9月9日、実施機関は、上記請求に対して入居する企業の範囲を特定するため、異議申立人に連絡し、卸売業者3社のみであるとの確認を得た。
- 3 平成20年9月11日、実施機関は、「卸売業者3社に係る平成19年度の貸借対照表、損益計算書」（以下「本件行政文書」という。）を特定の上、条例第12条第2項の規定により、公開するかどうかの決定期間の延長を行うとともに、本件行政文書に第三者である卸売業者3社に関する情報が記録されていることから、当該卸売業者に対し、条例第14条第1項の規定により意見照会を行った。
- 4 卸売業者3社は、実施機関の当該照会に対し、いずれも本件行政文書の公開については支障がある旨の意見書を提出した。
- 5 平成20年10月7日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 6 平成20年10月17日、異議申立人は行政不服審査法（昭和37年法律第

160号)第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

7 平成20年11月28日、実施機関は、条例第18条第1項の規定により、山形市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問をした。

なお、実施機関は、公開に反対の意思を表示した第三者である卸売業者3社に対し、行政不服審査法第24条第2項の規定により、参加人として当該異議申立てに参加することを求め、平成21年2月2日、審査会に参加人名簿を提出している。

第3 異議申立ての趣旨

本件非公開決定処分の取り消しを求める。

第4 異議申立ての概要

異議申立人が異議申立書、意見書において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 条例第8条第5号該当性について

市場開設者である山形市と場内事業者の間には利害関係が発生しており、事業者の協力等に関わらず、山形市は決算書の開示を受ける権利を持っている。このため、決算書を外部に公開することによって、今後当該事業者から財務書類等の提出が得られなくなることは一切無く、非公開事由には当たらない。

全般的に市場内業者の利益・立場に立った意見が展開されているが、過去には場内事業者であった(株)〇〇の倒産によって、多大な被害を被った一般企業が存在しており、山形市が健全・公正な商取引環境の確保を説くのであれば、大局観に立った対応が必要不可欠である。

2 条例第8条第3号該当性について

本来、株式会社は、商法において企業規模の大小に関わりなく、官報及びその他の方法で決算公告の義務を負っているが、場内事業者はその義務を果たしていない。

そもそも入札取引に関わりを持っていたり、国・県・市の許可が必要で、一般への決算公開を義務付けられている建設業者・測量業者・宅地建物取引業者・医

療法人等と、税金を利用して開設・運用されてきた公設市場内で運営を行っている場内事業者は、公金の恩恵を受けている点で同様の責任を負っており、決算書等の公開を拒否できるような存在ではない。逆に言えば、積極的に山形市民や一般に対して公開する姿勢が求められ、自らの経営状態を広く世間に公開すべきものとする。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、非公開理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 条例第8条第5号該当性について

実施機関は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは卸売業者等に対し、その業務若しくは財産に関し資料の提出を求め、事務所等に立ち入り検査することができる（山形市中央卸売市場業務条例（昭和50年市条例第1号。以下「業務条例」という。）第73条第1項）。また、検査は合法性、合目的性及び合理性の観点から卸売業者の業務又は財産の状況を的確に把握することにより、卸売業者の業務運営の適正化と財務の健全化を図り、もって生鮮食料品等の流通の円滑化に資することを目的としている。検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではなく、これまでの検査は、定められた権限に加えて、卸売業者と実施機関の信義則に基づき、円滑に行われてきたのである。それは、検査のために提出を求めた資料は外部に公開しないことを前提としてきたからである。

卸売業者については、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第29条第2項により、卸売業者は、当該卸売業者に対して中央卸売市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、貸借対照表と損益計算書の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない旨規定されており、一般への決算公開までは義務付けられていない。

検査のために提出を求めた決算内容を実施機関が一方的に公開することになれば、これまで築いてきた実施機関と卸売業者との間の信頼関係を害し、今後も引き続き行われる検査事務にあたって卸売業者の協力を得ることが困難となること

から、卸売業者の正確な財務内容の把握もできなくなり、結果的に実施機関の責務である市場の健全な運営及び流通の円滑化を図るという事務事業の執行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

2 条例第8条第3号該当性について

各卸売業者は、使用する売場面積や売上高に応じた使用料を毎月実施機関に支払っており、水道光熱費等の経費についてもそれぞれ負担しながら営業活動を行っている一民間企業である。

民間企業の決算内容は信用情報で、また一般には知ることができない法人の内部管理情報であり、法人の経営に関する情報の中でも重要かつ機微な情報である。これらの情報を公開することによる風評被害も懸念される。以上の点から、決算内容については、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあることが明らかである。

第6 参加人の説明要旨

参加人である卸売業者A、B及びCが意見照会書及び口頭意見陳述において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 卸売業者A

会社法では貸借対照表の要旨を公開しなければならないとなっているが、現実にはどの会社もそのようなことはしていない。

しかし、条例や法律で公開しなければならないのであれば、公開する。

2 卸売業者B

情報公開条例の目的は市政への市民参加の促進と信頼の確保、そして、市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにするということであるが、この目的からすると、なぜ公開しなければならないのか理解できない。

この業界の情報誌には、業者の経営情報が掲載されてくるが、きちんとした情報をもとに掲載しているわけではなく、一概に信用できるものではない。悪い情報が掲載された場合、それを見た全国の仕入先が信用して、物を送ってこないということになり、不利益な状況になる。

会社の売上げが伸びている状況では公開しても問題ないが、なかなか売上げが伸びず、マイナス状態が続いているなかで決算内容が公開されてしまえば、要ら

ぬ詮索をされて、会社にとって不利益となる。直接会社に来て、当該文書の公開を求められれば、説明をして渡すことができるが、今回のように市から文書だけを公開されることには反対である。

3 卸売業者C

株主総会においてのみ決算に関する書類を公開している。

決算内容を公開することにより、当業界における業界誌及び業界情報リサーチ紙等、又はインターネットで当社をおとしめるために故意あるいは悪意で情報を流されるおそれがある。売主の多くが遠隔地にいるため、情報に対して非常に敏感に反応し、必要以上に恐れる傾向にある。実情がわからなければ、情報誌に掲載された悪い情報を信用して、出荷しないとまではならなくても、さまざまな要求をされ、重大な悪影響を受けるおそれがある。

会社の業績は良い時期もあり悪い時期もあるため、会社の経営を健全に維持していく上にも、また風評被害等に遭わないためにも、公開には反対である。

第7 審査会の判断の理由

1 実施機関と卸売業者の関係について

卸売業者は、市場法第15条第1項の規定により農林水産大臣の許可を受け、市場において、市場に出荷された生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて卸売をする者である（業務条例第2条第1号）。

実施機関は、業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる（業務条例第73条第1項）。

また、実施機関は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる（業務条例第74条第1項）。そして、卸売業者が業務条例若しくは規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命

じ、10万円以下の過料を科し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる（業務条例第75条第1項）。

2 条例第8条第5号該当性について

条例第8条第5号は、「この市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが明らかであるもの」を非公開情報として規定している。

本件行政文書は、業務条例第73条第1項の規定に基づき、実施機関が毎年卸売業者に提出を求めている報告書の一部である。

実施機関は、検査のために提出を求めた決算内容の一部である本件行政文書を公開することになれば、これまで築いてきた実施機関と卸売業者との間の信頼関係を害し、今後も引き続き行われる検査事務にあたって卸売業者の協力を得ることが困難となることから、条例第8条第5号に該当する旨主張する。しかし、業務条例上、実施機関に卸売業者を監督する権限が与えられている以上、たとえ信頼関係が害されるとしても、卸売業者の協力を得ることが困難となり、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすなどということは、通常あり得ないこととすべきである。

よって、条例第8条第5号には該当しない。

3 条例第8条第3号該当性について

条例第8条第3号は「法人その他の団体…に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあることが明らかであるもの」を非公開情報として規定している。

実施機関は、民間企業の決算内容は信用情報で、また一般には知ることができない法人の内部管理情報であり、法人の経営に関する情報の中でも重要かつ機微な情報であることから、本件行政文書を公開することにより、風評被害を受け、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることが明らかである旨主張する。

しかしそもそも、会社法（平成17年法律第86号）第440条第1項におい

て「株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。」と規定しており、すべての株式会社の決算公告が法律で義務づけられている。ただ、公告方法について、官報又は日刊新聞紙に掲載する方法を定款で定めている場合は、貸借対照表の要旨で足りる（同条第2項）とされている。参加人である卸売業者は官報に掲載する方法又は日刊新聞紙に掲載する方法を定款で定めているため、貸借対照表の要旨を公告することになる。

貸借対照表の要旨の場合、公告する内容は、資産の部（流動資産、固定資産、繰延資産）、負債の部（流動負債、固定負債）、純資産の部である（会社計算規則第167条～169条）。また、貸借対照表の要旨には、当期純損益金額を付記しなければならない（同規則第170条）。

本件行政文書に記載されたこれらの情報は、参加人が実際に公告しているか否かに関わらず、会社法等で公告が義務づけられている以上、公開しても参加人の事業活動上の正当な利益を害するおそれはないと言うべきである。

また、会社法で公告が義務づけられていない部分を含めた全体を公開するとしても、本件行政文書には、記載されている金額の根拠となる詳細な財務資料が添付されているわけではないし、そもそも実施機関及び参加人は、本件行政文書のどの項目が公開されるとどのような利益を害するかについて、具体的な主張はしていない。以上からすれば、本件行政文書が公開されたとしても、客観的に見て参加人の経営上の秘密やノウハウが具体的に明らかになるものとは認められず、参加人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

さらに、本件行政文書が公開されることによる風評被害の発生が参加人の正当な利益を害するとの主張については、本件行政文書の公開によっていかなる風評被害が生じるのか、具体的な事実や証拠は示されておらず、実施機関及び参加人の主張は、抽象的な可能性あるいは主観的な危惧にとどまるものであって、客観的に明らかなものということとはできない。それゆえ、本件行政文書を公開することにより、参加人の正当な利益を害するものとは認められない。

確かに、参加人たる卸売業者は民間企業であるが、実施機関が卸売業者に対して監督権を有していること、卸売業者が中央卸売市場という公の施設に入居する企業であることに鑑みれば、卸売業者が純然たる民間企業と同等の地位にあると

は言い難く、その存在には公共的性格があると言える。また、実施機関は、自らの監督下にある卸売業者の業務運営の適正化と財務の健全性が図られているかにつき説明する責務を負っている。以上のことを踏まえれば、卸売業者の私企業性に配慮するとしても、本件行政文書を非公開とすることによる利益と公開することによる利益を比較衡量すると、後者の利益が優越すると言わざるを得ない。

よって、条例第8条第3号には該当しない。

4 結論

以上のことから、本件行政文書は、条例第8条第5号及び第3号いずれにも該当しないと認められ、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。